

「まちの駅」形成に向けた交流拠点施設を核とした官民連携手法検討調査
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

吉賀町（以降「本町」と称する）は、急激な人口減少、少子高齢化が進み、将来的なまちの地域振興が喫緊の課題である。各種地域団体との官民連携を推進し横断的な協力的体制を構築し、地域振興のため、交流拠点（以降「まちの駅」と称する）づくりが必要となっている。

そこで、本業務では、令和12年度に開催される国体サッカー会場として当該地が選定され開催に向けた整備や既存施設の有効活用など、「まちの駅」に位置づけられる複数の公共施設の包括的な整備・維持管理・運営方法や持続可能なマネジメント体制を明らかにする。

本業務では国土交通省の先導的官民連携支援事業（国庫補助事業）の採択を受けて実施するもので、委託業者に財務・経営的、技術的専門家から助言・提案、支援を求めるものである。

2. 業務の概要

- (1) 業務名称: 「まちの駅」形成に向けた交流拠点施設を核とした官民連携手法検討調査
- (2) 業務内容: 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間: 契約締結の日から令和6年3月8日まで
- (4) 契約上限額: 金11,970,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

このプロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 本業務の参加申込書提出時において、令和5年度の本町の入札参加者名簿に登録されている者であること。
- (3) 1者での参加であること。複数者での参加は認めない。
- (4) 吉賀町建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（平成20年吉賀町告示第10号）に基づく入札等参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている者又は会社更生法に基づく更生手続開始決定がなされている者を除く。）等、経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (6) 吉賀町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）に規定する暴力団及び暴力団員に

該当しない者であること並びに暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者であること。

- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- (8) 国税及び市区町村税を滞納していないこと。
- (9) 過去 5 年以内（平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）に地方公共団体が発注し、完了した本業務と同種業務の実績（契約金額は問わない）を有する者であること。

同種業務：国・地方公共団体から発注・完了した PPP/PFI 可能性調査及び地方公会計支援業務

4. 実施スケジュール

日付	内容
6 月 23 日(金)	募集開始（プロポーザル実施告知）
	質疑書受付開始（Eメールで受付）
6 月 30 日(金)17時必着	質疑書提出期限
7 月 6 日(木)※予定	質疑回答公表（ホームページ）
7 月 17 日(月)17時必着	参加申込書・提案書等提出期限
7 月 19 日(水)～ 7 月 21 日(金)※予定	審査（書面）
7 月下旬頃 ※予定	審査結果通知（Eメールで送付）
7 月下旬頃 ※予定	契約手続き

※日程につきましては、あくまでも予定であり、変更となる場合があります。

5. 業務等に関する質疑受付及び回答

(1) 質疑書提出

参加資格の要件を満たす者により、令和 5 年 6 月 23 日(金)から同年 6 月 30 日(金)まで（17 時必着）の受付期間内に、所定の方法により質疑書（様式第 5 号）の提出があった際には、これを質疑として受け付ける。

(2) 質疑書の提出方法及び提出先

Eメールで、後述する【問い合わせ先及び提出先】へ提出すること。メールの宛先タイトルに「【質疑書】「まちの駅」形成に向けた交流拠点施設を核とした官民連携手法検討調査」と記載し、送信後に電話にて確認を行うこと。

(3) 質疑書に対する回答

質疑に対する回答は、令和 5 年 7 月 6 日(木)に本町ホームページで公表を予定するが、質疑書の提出が無い場合は公表を実施しないこととする。

6. 提案書等の提出

本業務に参加を希望する者は本町ホームページから必要書類等をダウンロードし、次のとおり必要書類等を提出すること。なお、審査は書面審査とする。

(1) 受付期間

令和5年6月23日(金)から同年7月17日(月)まで

(2) 受付時間

8時30分から17時まで

(3) 提出方法

持参、郵便又は信書便により、後述する【問い合わせ先及び提出先】へ提出すること。郵便又は信書便の場合は期限内必着とし、電話にて受領確認を行うこと。

(4) 提出書類

- ・ 参加申込書（様式第1号） 1部
- ・ 法人概要（様式第2号） 1部
- ・ 法人業務実績報告書（様式第3号） 1部
- ・ 業務責任者、業務主任の雇用関係を証明する書面（健康保険証等、番号等特定に係る部分は塗消ししてもよい）と資格証明書の写し 1部
- ・ 業務実施体制調書（様式第4号-1、4号-2、4号-3） 1部
- ・ 法人の概要が分かる資料（パンフレットなど） 1部
- ・ 提案書 正本1部、副本1部（コピー可）

提案書は様式第7号-1を使用することとする。提案は次に示す5つのテーマについて、様式第7号-2を使用してそれぞれA4片面1枚に記載すること。

テーマ1. 業務実施方針について（片面1枚）

テーマ2. 業務実施手順、実施工程、業務進捗管理方法について（片面1枚）

テーマ3. 本事業における官民連携可能性調査のポイントについて

（片面1枚）

テーマ4. 本事業の調査等の具体的な進め方について（片面1枚）

テーマ5. 本事業を行った場合の本町の今後の地域課題解決方法及び財政等の見通しについて（片面1枚）

- ・ 見積書 1部（任意様式）

見積書は見積内訳の分かるものとし、消費税及び地方消費税を含む額を提示すること。

8. 辞退

参加申込書・提案書等提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を後述する【問い合わせ先及び提出先】へ遅滞なくメールで提出すること。Eメールの宛先タイトルには「【辞退届】「まちの駅」形成に向けた交流拠点施設を核とした官民連携手法検討調査」と記載した上で、送信後に電話にて確認を行うこと。

7. 選定の方法

参加申込の提出を受け付けた者を対象として、評価基準（後述する表1「審査評価基準」）に基づき審査する。

- ・ 最高順位となった数が同じ者が複数いた場合は、評価点の合計が高い順に選定する。

審査委員会を開催し、7(4)の提出書類を受け付けた者を対象として、評価基準（後述する表1「評価基準（実施体制・実績）」、表2「評価基準（提案内容）」）に基づき審査する。

- ・ 各審査委員の最も高い評価点を、一番多く得た者を受託候補者とする。ただし、各審査委員の最も高い評価点を得た数が同じ者が複数いた場合は、評価点の合計が最も高い者を受託候補者とする。それでも同点の場合は、審査委員の多数決により受託候補者を決定する。
- ・ 審査委員の評価点の平均点が、100点満点の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない者は選定の対象としない。
- ・ 審査対象者が1者であった場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該審査対象者を受託候補者に決定し、その旨を通知するものとする。
- ・ 審査結果として、令和5年7月下旬頃に対象者に対してEメールにより選定結果を通知する。選定後、契約され次第速やかに本町ホームページにおいて公表するものとする。
- ・ 審査内容及び結果に関する問合せ・異議申立て等は一切できないものとする。

8. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は、以後の審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。また、すでに契約が締結している場合は、契約を破棄する。

- (1) 参加者の参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 故意又は重大な過失により提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 書類の提出期限その他この要領の記載事項を遵守しなかったとき。
- (4) 見積額が契約上限額を超えるとき。
- (5) 審査の公平性を害する行為があったとき。
- (6) その他受託候補者として不適格と審査委員会において認められるとき。

9. 契約の締結

- (1) 選定した受託候補者と協議し、提案書による提案内容を基本として本業務に係る仕様を確定させたいうで、予算の範囲内で契約を締結する。
- (2) 契約の締結後、受託者が契約書に記載した内容を履行できない場合には、本町に対し、違約金を支払わなければならない。また、受託者が本件業務の履行に関して、本町に損害を与えたときは、本町に対し、その損害を賠償しなければならない。

10. その他

- (1) このプロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者から提出された書類等の追加・修正・差し替え等は一切認めない。
- (3) 同一の参加者からの複数の書類等の提出は受け付けない。
- (4) 参加者から提出された書類等は返却しない。
- (5) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要な範囲内において、本町は無償で当該著作権を使用できるものとし、参加者は、本町に対して当該著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。
- (6) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、吉賀町情報公開条例（平成17年吉賀町条例第16号）に基づき、参加者から提出された書類等を必要な範囲内において開示することがある。

【問い合わせ先及び提出先】

吉賀町企画課 課長補佐 落合 亘

〒699-5513 島根県鹿足郡吉賀町六日市 750

電話番号 0856-77-1437

FAX 番号 0856-77-1891

Eメール kikaku@town.yoshika.lg.jp

審査評価基準書

表1 評価基準（実施体制・実績）

選定評価項目	評価の着目点	評価点
法人業務実績	・法人として過去5年以内に本業務委託に関連する同種業務の実績において、本業務に生かすことのできる実績があるか	10
業務実施体制	・本業務に携わる業務責任者及び業務主任が本業務を十分に問題なく遂行できる業務実績を有するか	10
有資格	・本業務に携わる業務責任者及び業務主任が本業務に活かすことのできる能力及び資格（技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画）、公認会計士、中小企業診断士を有するか	10
評価点の合計	—	30

表2 評価基準（提案内容）

選定評価項目	評価の着目点	評価点
テーマ1. 業務実施方針	・業務の趣旨・目的に合う具体的な実施方針となっているか	10
テーマ2. 業務実施手順、実施工程、進捗管理方法	・工期内に望ましい成果を上げることができる実現可能な実施手順、実施工程となっているか。また、的確な進捗管理が成される方法の提案であるか	10
テーマ3～5. 各企画提案内容	・業務の趣旨・目的に合う具体的な提案であるか	10
	・本町の特性を十分に理解し、課題解決にあう提案であるか	10
	・多面的な発想・視点を持った提案であるか	10
	・独自性を持った提案であるか	5
	・効率的・効果的で実現可能性な提案であるか	10
見積額	・提案に対して妥当な見積額となっているか	5
評価点の合計	—	70